

第14回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和7年3月11日（火）

午前 9時30分 開 会

委員長 皆さん、おはようございます。予算審査特別委員会の委員長に選任されました高橋宏です。定められた日程内に審査が終了できるように努めますので、改めて皆さんのご協力をお願いします。

出席委員数は10名であります。会議は成立しております。高橋到君から欠席の届出があり、これを受理しております。

ただいまから令和7年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開きます。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

これから本日の会議を開きます。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託された議案は、令和7年度各会計予算議案であります。

審査を始める前に、当職から委員及び執行機関の皆さんに留意事項をお話しします。委員各位におかれましては、質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長より予算の概要説明を受けて審査していきたいと思います。なお、冒頭の課長による予算の概要説明は、着座にて行うことにしております。また、説明員として出席した者の職、氏名は、事前に配付した席次表のとおりです。

審査は、各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、委員

会、特別会計、事業会計については歳入歳出とも一括して質疑を受け付けますので、よろしくをお願いします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、ただ単に事業の内容を問うもの、計数のみを問うような質問は慎んでいただきますが、十分質疑を尽くしていただきたいと思います。

あわせて、本審査会の審査の場は、お願いをする場ではありませんので、議会内でさきに申し合わせたとおり、必ず質問で終わるように、質疑に徹するようにお願いします。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあつては、複数の課にわたる予算に関する質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いします。

また、西和賀町議会では、タブレット端末を使用しペーパーレス化に取り組んでおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁とする資料とページを明確にしてから発言するようお願いいたします。あわせて、質問者、答弁者は、簡潔明瞭をお願いいたします。

特別委員会に出席した説明員の答弁にあつては、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

初めに、特別委員会の日程については、配付のとおり、本日から3月17日までの審査日程で終わるようにしたいと思いますが、この際委員各位にお諮りします。この日程で進めることに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、審査日程の期間内に審査を終えられるように、改めて委員各位と執行機関の皆さんの審査に対するご協力をお願いします。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、町民課の審査を行います。町民課長より予算の概要説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆さん、おはようございます。令和7年度予算の町民課所管の予算審査に当たりまして、環境衛生担当の高橋課長代理と告知端末機器管理及び番号制度担当の佐々木主査、それから住民基本台帳担当の浅田主査も同席します。よろしくお願いいたします。また、質問のあった際は、内容によっては詳細について答弁を課長代理にさせることもありますので、あらかじめご承知置き願います。

説明させていただきます。資料は、お手元の町民課抜粋の予算書2款、3款、4款、それと予算説明書は22ページ、23ページとなります。まず、歳出の2款の総務費から説明に入りたいと思います。予算書5ページをお開きください。下段になります。5目財産管理費は、沢内庁舎及び公用車の経常的な管理経費となります。5目は、総額1,305万6,000円は前年度比で68万4,000円の減額となっております。内訳は、庁舎管理費の1,205万円はマイナス33万円、公用車管理の100万6,000円はマイナス35万4,000円と、共に減額となったものです。昨年度と違う主な点は、庁舎管理費の10節需用費の中の修繕料におきまして、沢内庁舎の県道側にある街灯修繕として、当初の段階で52万9,000円を予算化している一方で、光熱水費585万6,000円は前年度実績から84万円を減額したことに加えまして、6ページの中段になりますけれども、7年度の車検が公用車で1台のみの予定であること

から、全体として減額となりました。

続いて、同じく6ページの下段から6目企画費になります。地域情報通信基盤施設管理費の関係とひかり放送に関する科目となります。6目は、前年度比で658万3,000円の減額となっております。内訳は、施設管理関係の2,707万7,000円はマイナス3万8,000円、告知端末放送事業関係の1,054万4,000円は654万5,000円の減額、どちらも共に減額となっておりますが、6ページ下段から始まる施設管理費は内容に大きな変更はありません。例年どおり委託料や使用料が主となるもので、違いがあるとするならば、年によって異なる10節の修繕料を当初の段階でどこまで見込めるかという点になろうと思います。この修繕料は、各世帯の引込線の故障修繕、撤去、幹線の修繕のための費用です。例年大きな修繕が発生した場合は、必要に応じて補正で対応しておりますけれども、雪解けを待って早い段階で修繕したい場合に備えまして、7年度は当初の段階で346万7,000円を確保することができました。346万7,000円の内訳は、故障修理で228万8,000円、張り替え修理で117万8,100円となっております。

7ページ、中段を御覧ください。告知端末放送事業の13節使用料及び賃借料としてIP告知放送システム機器賃借料1,053万円とあります。この賃借料は、センター装置機器、それと伝送路設備機器と無停電電源装置と3種類に分かれておりますが、そのうちセンター装置機器については先月末なので2月末で5年リースが終了して、延長かけて再リースすることとしております。その関係から、賃借料がリースについては10分の1になったことで、7年度においては654万5,000円の減額となりました。詳細は、予算説明書22ページでも御覧いただけますけれども、3種類の賃借料の内訳としてセンター装置機器が昨年度の727万1,880円から約10分の1になったので、72万7,320円と、同じく伝送路設備機器が昨年同様の728万6,400円、無停電電源

装置が昨年度同様、251万5,920円という内容となっております。

続いて、7ページ、下段の7目は交通安全対策費となります。前年度比で27万4,000円の増となっております。昨年度は、なかった交通指導車の夏タイヤ消耗品と交通指導車の車検修繕費用を計上したことによります。

続いて、8ページ下段からは、2款3項1目戸籍住民基本台帳費となります。職員人件費では、人事異動による調整で233万1,000円の減額となりました。

9ページから始まります。戸籍住民基本台帳事務費は、窓口業務における消耗品や役務費、住民基本台帳及び戸籍に関するシステムの機器賃借料や保守委託料、それと国からの見込みとして提示額を計上しております自治体中間サーバ運用経費負担金等、経常的な経費、総額5,475万2,000円を計上しております。昨年度比で2,093万9,000円の増額となります。これは、システム改修が主な増額の理由となりますけれども、主要な部分の説明をしたいと思います。節によっては、9ページから10ページにわたります。

まず、11節の通信運搬費の48万9,000円は、振り仮名の確認用の通知書の送付代として計上しております。

それから、12節委託料、戸籍情報システムクラウド化業務委託1,705万円となっておりますが、実はこれ2本立てになっておりまして、総務省関係と法務省関係ともに852万5,000円ずつの委託料を計上しております。令和6年度の時点で、7年度の債務負担行為として予算確保しておりました1,700万なのですが、6年度から2か年での改修事業となります。契約は、6年度に一括して既に締結しておりまして、契約の名称が戸籍システムクラウド化業務としている関係から、7年度においても同一の名称で計上しておりますけれども、実際には6年度はその名のとおり、戸籍のクラウド化の改修をし

ました。それを踏まえて、7年度は、情報システムの標準化の改修という内容になっております。情報システムの標準化においては、総務課のほうで国庫補助申請も含めて一括して対応してもらっておりますけれども、一部のシステム改修は該当課で行うことで進めておりました。一部のシステムの一つが町民課所管の戸籍情報システムと戸籍附票システムの2本立てで、合計1,705万円ということになっております。

それと、12節の一番下になりますけれども、9ページの一番下になりますけれども、委託料として戸籍振り仮名通知書作成業務253万8,000円、それから10ページに移りますが、同じく12節委託料で戸籍振り仮名職権記載機能追加業務68万2,000円、13節の使用料に移りますが、戸籍システムクラウド利用料として636万3,000円、10ページの13節の5つ目になりますけれども、この利用料は昨年度まであった戸籍総合システム保守委託料とシステム使用料を一本にまとめたもので予算化しております。

また、同じく10ページ中段の18節負担金になりますが、自治体中間サーバプラットフォーム運用経費負担金がございます。488万7,000円と例年並みの経費になりますが、内訳とすれば中間サーバーの運用経費として209万6,000円と中間サーバーの機器の更新分として279万1,000円に分けられます。209万6,000円のほうの運用経費は交付税として、それから機器更新分の279万1,000円は交付金として同額が歳入科目のほうに計上しております。また、マイナンバーカード普及事業でございますが、中段から始まります、この普及事業でございますが、郵便局によるマイナンバーカードの申請支援業務とキオスク端末での管理事務にかかる経費などをほかの経常経費とは別にしたもので、総額158万1,000円を計上しております。

続いて、11ページから3款に入り、民生費に入ります。3・1・1の社会福祉費、1目社会福祉総務費ですけれども、12ページの中段を御

覧ください。20節の貸付金で、消費者救済資金貸付制度預託金として、前年度同様300万円を計上しております。

13ページ上段を御覧ください。14節工事請負費、防犯灯設置工事費21万8,000円は、新規防犯灯2か所の設置として計上しております。

続いて、同じ13ページの下段から4款衛生費に入ります。4・1・3の環境衛生費になりますが、さらに14ページの中段まで進んでいただきたいと思います。14ページ中段の3目環境衛生費は、にしわが斎苑の管理運営費になります。2,254万8,000円は、前年度比で168万9,000円の増となっております。金額の大きなところで違いがあるとすれば、10節の需用費、修繕料で340万とあります。これは、修繕は一応毎年計画的に実施しておりまして、内訳は排気ファンの主要部品の交換で308万、通常の火葬場の小修繕を見込んで12万円、それと霊柩車の車検修繕として19万8,000円を見込んだものになります。12節委託料、にしわが斎苑の指定管理料として1,890万5,000円は、斎苑としては令和7年度は4期目の2年目となります。昨年度と同額となる指定管理料でございます。

それから、14ページの下段から15ページにかけては、公害対策費でございます。4・1・4の公害対策費でございますが、12節委託料、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料として600万円、記載されております。現時点で、市町村においては、努力義務なのですが、近い将来は必ず義務化されるものと想定されております。岩手県の補助金が6年度、7年度の2か年で終了するということから、歳入の財源を見込んで7年度に策定しようとするもので計上しました。県補助金の3分の2の400万円を収入として見込んでおります。

同じく、15ページ、2項1目ごみ処理費となります。前年度比で591万2,000円の減額となりますが、上段のごみ処理総務費の可燃ごみを広域組合で処理している18節負担金、補助及び交

付金で岩手中部広域行政組合負担金として組合から提示されております2,360万7,000円、当初時点で、この負担金は予算ベースで前年度比で比較しますとマイナスの571万円となっております。要因は、不燃ごみ処理施設に関するアドバイザリー委託料と、あと組合のごみ処理基本計画委託料などが終了したということで、その減額が挙げられます。また、毎年春に全戸配布しているごみカレンダーについても、この事業費から支出しておりまして、上段の10節の印刷製本費23万2,000円がこれに当たります。

続いて、中段以降、ごみ処理事業になります。こちらの事業内容は、家庭系一般廃棄物の収集運搬、それと沢内清掃センター等の維持管理経費を計上している部分になります。10節の需用費、修繕料101万1,000円の項目の中身とすれば、ごみ収集車1台の車検費用、それと架装部の年次点検と清掃センター内にあるホイールローダーの自主点検と修繕料、それとごみ収集車その他修繕費用として、それからその他センター施設内の小修繕費用として総額で101万1,000円を計上しております。

16ページに移りますけれども、12節の5,589万3,000円は、例年並みとなっております。最終処分場等水質分析業務委託料198万円は、法定検査として、この198万円には最終処分場等放射性物質分析業務委託料59万4,000円が含まれております。震災以降、毎年行われているもので、歳入の国庫支出金の廃棄物処理施設モニタリング等事業費として同額の59万4,000円が国から財源措置されております。

それと、不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料1,348万6,000円は、不燃ごみ処理については民間委託とし、3年目の業務となります。一旦清掃センターに集められた不燃物の運搬から破砕、さらに埋立てまでを年2回程度に分けて一括して民間委託しているものです。1トン当たり14万円の単価で、予算で年間75トンまで可能とした積算で計上しております。税込みで

1,155万円となります。加えて、可燃ごみを広域で焼却処理しておりますけれども、その際に発生する焼却灰の処理についても、1トン当たり3万2,000円で同じく処理してもらっております。年間55トンを見込んでおりますので、税込み193万6,000円、不燃物と合わせて合計で1,348万6,000円を計上しております。それと、電池処理業務委託料34万8,000円は2年目の業務となります。

それから、最後に4・2・2の2目し尿処理費は、し尿処理及び浄化槽汚泥、くみ取りトイレの収集運搬処理の事業となります。内訳は、し尿処理業務委託料で584万円、10リットル当たり80円の単価として730キロリットルを想定しております。もう一つ、収集した後の処理は、北上地区広域行政組合で行っておりまして、18節負担金、補助及び交付金の分賦金として組合から提示されている3,406万9,000円を計上しております。

続いて、歳入の説明に移りたいと思います。予算書は、2ページへお戻りいただきたいと思います。14款、14の2の1の1分担金及び負担金として、これは総務管理費負担金になりますけれども、IP告知端末設置負担金70万円とあります。5万円掛ける新規分14件を見込んだ積算となります。

それから、15款1項使用料ですけれども、15の1の1の1で総務管理費手数料として、情報処理基盤施設の使用料1,018万8,000円は、NTTが町内でサービス提供をするために使用している町の光ケーブル網を町がNTTへ貸している分、その分の賃借料としての収入となります。また、その下、情報通信基盤施設宅内設備使用料、いわゆる告知端末の利用料になりますけれども、過年度分含みで632万円を見込んでおります。

それと、15、2の2の2手数料、清掃費手数料として、し尿処理手数料584万円は、歳出におけるし尿処理業務委託料と同額を見込んで計

上しているものであります。

3ページ御覧ください。国庫補助金として、16の2の1の1戸籍住民基本台帳費補助金について説明いたします。初めに、通知カード・個人番号カード関連事務交付金として122万2,000円、これはマイナンバーカードの申請から交付に係る事務経費を財源として見込んでいるものです。10分の10の補助率の交付金となります。歳出の具体的な内容は、休日や時間外交付の人件費、それと郵便局への委託料から郵送費、それとマイナーアシスト、機器になりますけれども、その保守料金などになります。1行下の社会保障・税番号制度システム整備費279万1,000円ですけれども、歳出でも触れましたけれども、中間サーバーの機器更新分の費用と同額を交付金として財源充当しているものになります。見込額ということで国から提示されている金額となります。さらに1行下の戸籍住民基本台帳整備費として補助金370万8,000円においても、歳出で触れた法改正に伴う戸籍システム改修費用について10分の10を見込んだものとなります。

それと、16の2の3の1保健衛生費補助金の廃棄物処理モニタリング等事業費59万4,000円は、歳出における清掃費内の最終処分場等水質分析業務委託料198万に含まれている廃棄物処理施設モニタリング等事業費59万4,000円の、国から財源措置されている同額の部分となります。

17の2の3の1保健衛生費補助金、地球温暖化対策実行計画等策定事業費400万円は、県補助金になります。歳出における同計画書作成業務委託料の3分の2の補助率で計上したのとなります。

それから、諸収入、22の3の1の1社会福祉費貸付金元利収入の消費者救済資金貸付金の元利収入300万円は、歳出、社会福祉費の中で預託金として支出しているものの返還先がこの部分となります。

町民課における歳出と歳入の概要は以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは次に、歳出に関しページごとに質疑を進めます。

5 ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6 ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7 ページ、質疑ありませんか。

真嶋実君。

2 番 告知端末の事業についてでございますけれども、先ほどリース満了に伴い、再リースで減額になったということで、まず説明がありましたけれども、基本的に3つの部門から構成されているということで、次年度についての直接的なところは理解しましたけれども、残る2つの部門などを想定すると、今後このようなリースの基本的な金額が大きく変わっていくことは、この後の計画としてはどのようなになっているのかということ。

それから、あとは、リース満了後の再リースでかなり金額が低くなっていきますけれども、その後さらに更新などについて含めて、少し長いスパンでの今後の予算の考え方をお聞かせください。

委員長 町民課長。

町民課長 では、回答させていただきます。

それぞれの機器のリースの更新サイクルにつきましては、基本的に電算機器と言われるコピー機であったり各種システム機器や、その他周辺機器などと同様に5年リースが基本とされています。今ご質問いただきました告知放送に関する特殊な機器についても、基本的にはこれまで5年のベースでリースをしてきました。ただ、その際、一般的には、対象機器の消耗度や劣化

の状況を見て、延長が可能なものは基本的に、コスト削減のために許す限り、1年から2年とか、ある意味、物によっては3年とか延長を繰り返して対応しております。その関係から、それぞれの更新時期がずれてきておりまして、毎年度同額の予算計上ではないという状況になっております。業者との相談になりますけれども、可能であれば令和8年度も継続使用はしていきたいと思っております。また、この3つの機器のうち伝送路設備機器についても5年なのですけれども、これは令和9年2月で5年が終わるわけです。

なので、もう一つの無停電電源装置、これいわゆるUPSなのですけれども、UPSは令和11年の……すみません、無停電電源装置については、11年1月までというふうにならざるを得ないと思っております。基本的には無停電電源装置についてはあまり延長というものは期待できないのだけれども、それぞれの予算時期に終了するのか、延長するのかは、またそれぞれ判断していきたいというふうに思っております。根本的なシステムの更新につきましても、これとはまた別の話になるのですけれども、現在役場内で、DXの検討部会で一定の結果が出てからというふうに思っておりますけれども、令和7年度で関係課と次期システムの方針について検討組織を立ち上げていきたいというふうに考えております。

委員長 真嶋実君。

2 番 丁寧な説明ありがとうございました。また、再リース、延長ということで経費節減にも努められているということをよく理解できました。

その上で、リースで契約して進めていくというのは、基本的に費用の平準化を求めてということになると思いますので、今後ともその点も含めて節約ということで計画を進めていただければと思います。ありがとうございました。

委員長 真嶋実君に申し上げます。質問で終わるようにお願いいたします。改めて質問し直し。

2番 ということで、それでは平準化に向けて
の考え方をお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 平準化に向けてということなのですけれども、やっぱり今説明したとおり、自前で購入した状態でいきますと、更新時期にまた莫大な金額がかかりますので、リースで平準化に努めてきたということです。基本的に財産は自前で持たないで、システムのクラウドもそうなのですけれども、できるだけ金額に波が立たないような形でいきたいということで、これからもリースでいきたいなというふうに考えております。すみません。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9ページ、質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 下のほうの戸籍総合システムクラウド化業務委託料の1,705万円のところです。先ほども詳しい説明いただいたのですが、令和6年度の当初予算では211万2,000円から額が大きくなっているように見える。そのところの説明をお願いしたいと思います。

それと、加えてこれ具体的にはどういった事業かというところを教えてください。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

クラウド化事業というのは、戸籍に関して言えば、実際にサーバー室に自前のサーバーを設けて、自分たちで管理して、自分たちでUPSつけて、データをバックアップしてというやり方が今までは基本だったのですけれども、何かあったときにリスクが高いので、それを業者だったりに委託してデータを管理してもらう。なので、自分たちではデータを持たない。業者にデータを蓄積するのですけれども、業者にあ

るということで、日常の管理自体も業者にやってもらうことになります。私たちは、それを使用して、使用料を払って管理してもらうということになるので、リスクを、負担を軽減させるために、クラウド化というのが大体今いろんなシステムでもスタンダードになってきております。それに戸籍についてのクラウド化は、去年、6年度でやったのです。

今年やるシステム標準化というのは、全国共通でデータの管理を統一したものにしていきたいと思いますという国の流れに乗って改修するものなのですけれども、システム自体が多岐にわたるので、例えば住民情報システムだったり、税金、健康福祉課で言う国保、介護、後期とか、いろんなシステムあるのですけれども、そちらのほうのデータ管理を標準化して同じような管理にしていきたいと思います。住民にとっては、あまり変わらないのですけれども、関係あるとすれば住民票を出したときにどこの市町村で出しても同じレイアウトで出てくるというような、分かりやすいところで言うと、そういうことになりますけれども、改修があつたりした場合でも同じような改修を各市町村でやるだけで、それを今度クラウドになっているとすれば、もっと各自治体での負担が少なくなってリスクを避けるということからも、標準化していましようという流れになっているものの改修を7年度でやっていこうという改修内容になりますけれども、大ざっぱに言うとそういう内容なのですけれども、システムの内容が多岐にわたっているので、その部分について総務課のほうでまとめてやっていただきます。

何で町民課だけ自分たちで改修するのかといいますと、戸籍のシステムだけ別の業者に頼んでやっているの、住民情報システムとか国保関係、全てグループウェアも含めて1つの業者でうちの町は管理していただいているのですけれども、その関係から総務課でまとめてやっていただいておりますが、戸籍については別の業

者なので、それについては町民課で対応してや
っているというところになります。なので、町
民課の予算の中に改修費用が乗っかってきたと
いう内容になります。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3 番 ということは、大幅にシステムが変わっ
たことによって、予算も多く計上されていると
いうことでいいですか。

委員長 町民課長。

町民課長 大幅にといいますか、標準化について
の改修費用を、昨年度にはない内容なので、今
年度……総務省関係と法務省関係とありますけ
れども、同じことをやろうとしているので、金
額がちょっと重なっていますけれども、1,700万
かかるということでのせております。

委員長 普本歌織君。

3 番 もう一つだけ、業務の効率化ですとかデ
ータの管理、リスク管理というふうに先ほど答
弁がございましたけれども、例えば庁舎が災害
に遭ったときにもデータ守られるとか、そうい
うリスクのことで捉えていいのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 それもありますし、日々のサーバーの
管理も必要なくなっている部分があるので、そ
の分も軽減になっていると思います。

委員長 普本歌織君。

3 番 同じページの別の項目についても聞いて
いいですか。一番下の戸籍振り仮名通知書作成
業務委託料、この事業の内容をもう少し詳しく
教えてください。

委員長 町民課長。

町民課長 今年度、先ほど言いましたクラウド化
と標準化の改修とは別になるのですけれども、
戸籍のほうにも振り仮名を振るというのは、前
から言っている改修内容なのですけれども、7
年度に行いますが、既に住民基本台帳のほうに
振られている振り仮名のデータを基に、それを
戸籍のほうに移すという作業をします。そのの

業務委託料として253万8,000円が委託の内容と
なります。

委員長 普本歌織君。

3 番 では、振り仮名を振る、その作業を先ほ
どのクラウド化を委託した業者にそこも委託す
るというようなことですか。

委員長 町民課長。

町民課長 そうなります。

委員長 真嶋実君。

2 番 今の通知書のことですけれども、私この
事業の名前を見たときに、通知書作成というこ
とだったので、振り仮名が住民基本台帳から戸
籍に移ったことを本人に知らせるとか、そうい
う通知の作業なのかなと想像していたのですけ
れども、そことは関係ないのか確認です。

委員長 町民課長。

町民課長 すみません、ちょっと説明がうまくい
かなくて。作業してもらうのですけれども、そ
れを住民にも確認取ります。これは、通知を作
って、出来上がったものをこちらから町に本籍
がある方に送ります。その通知書を作ってもら
う作業がこの委託料になります。その上にある
通信運搬費でもって郵送代を設けているという
ところになります。すみません、分かりづらく
て。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進みます。10ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。11ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。12ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。13ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。14ページ。

刈田敏君。

1 1 番 にしわが斎苑の修理費ですけれども、排
気ファン、これは耐用年数なのか不具合になっ

たのか、これ今回の予算で完結するのか、その辺をお伺いします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 排気ファンについてなのですがけれども、当初から計画修繕ということで予定には入っているのですけれども、経年劣化というところでインペラーと呼ばれる排気ファンの空気を送る羽根の部分があるのですけれども、それがやっぱり火葬の火力といいますか、熱によって劣化が進んでおります。その更新ということになりますので、今回まず修繕して、またしばらくの間はそれを持ちこたえるような形で修繕を考えておりました。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 これ使う頻度にもよると思うのですが、おおむね何年ぐらいの見込んでいるのかということと、あとはそろそろ大分施設も古くなっているの、大改修等もあると思うのですけれども、計画的に行くということでありますけれども、そのほかにもまだ大きなやっぱり修理が必要になっているのか、その辺をお伺いします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 委員さんのお話のとおり、やはりもう10年経過して、施設のほうも若干傷みが出ている部分もございます。それに関して言うと、建設当時から計画修繕という形で考えておまして、今回の排気ファンについても約10年サイクルを見込んでいるところとなります。この先、使用頻度によってはどうなっていくのかというところもありますけれども、その他、あとは炉のバーナーとか、それからご遺体を載せていく台のセラミック等の更新は、随時また劣化の具合に応じて修繕していくという予定になっておりました。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 修繕費についてはいいです。

もう一つ、指定管理について関連することなのですけれども、ずっと求人募集が続いていました。それに関しては、ある程度、担当課としてもいろいろ相談に乗っているのか。その辺と、それによって問題等は起きていないのか、その辺はちょっとお伺いいたします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 皆さんにご心配をおかけしてはすけれども、求人の募集のほう、これまでも継続しておりました。現時点で、取りあえず委託先、指定管理先のほうで従事員さんをにしわが斎苑のほうにも回していただきながら、火葬業務については問題なくやっていたいっているのですけれども、やっぱり地元の方といいますか、近い方を探しているところで、それについては指定管理先のところと、こういう方がいますとか、そういった情報交換をしながらやってはおるのですけれども、なかなか見つからないという状態でしたので、今後も継続してそういったところを探していきたいなというふうには思っているところです。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 地元等からも欲しいということで、やっぱり人手不足というのがあると思うのですけれども、それは何とかクリアできるようにしていただければと思いますけれども、もう一点お伺いしたいのですけれども、指定管理について新聞報道があったある自治体で、指定管理の入札についてちょっとトラブルというか、問題あったので、その辺はどのようにか課としては考えているというか承知しているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 私もその報道のほうで、その情報は確認しまして、やはり町の意向というところもあるのでしょうかけれども、私どもの町に関して言いますと、指定管理に関して言うと、特に現時点で問題発生しておりませんので、そういうこともあるのだという、ちょっとこちらも驚

きの状況ではありました。指定管理をぱっと替えるというのは、なかなか、入札というか、そういう形ではありますので、そういうこともあり得るのでしょうかけれども、ちょっとなかなか詳しいところまで私も聞き入れてはいないので、うちも指定管理については十分に指定管理先と情報交換しながら、次期に向けてはいきたいというふうに思っております。

委員長 真嶋実君。

2番 それでは、私からは、公害対策事業の地球温暖化対策実行計画策定業務委託事業について伺います。

背景については、先ほど、現在努力義務であるものが今後義務化されることを想定してということまでは理解しました。その上で、計画対策が実際にはどのような内容の計画になるのか、そして町民、町内企業等にどのような影響を与えるような計画になるのかについて、まだこれから決める計画でしょうけれども、想定される範囲でお知らせください。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 地球温暖化対策実行計画ということで、今県内では取り組んでいるということは先ほど課長のほうからも申し上げたとおりです。地球温暖化というか、2050年にゼロカーボンということで国のほうが施策を示しております。それに基づいて、各自治体が、ではどう取り組んでいくのだというところで計画のほうを我々も着手しようとしているのですが、西和賀町がまず抱えている二酸化炭素の排出量とか、そういったところをまずは調査していくと。それから、今後、では二酸化炭素をどうやって抑制していくのかというところを、まずは現時点で町が持っているとか抱えているところを、それをまずは調査するというのが1つです。

そして、それに基づいて、町民にはどういったことをお願いしていったらいいのか、事業者にはどういったことをお願いしていったらいいのかというところを今回調査の中で見つけ出し

ていくというところになっています。

結論とすると、2050年のゼロカーボンというところを目指してということにはなるのですが、詳しい資料についてはまだ私もこれから内容を詰めていこうとは思っているのですが、基本的にはまず西和賀町で排出している二酸化炭素についての分析を行うというふうに考えています。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 そうしますと、町そのものが業務として行っている範囲とか、企業さんが行っている業務という範疇を超えて、例えば町全体の森林や農耕地、そういうことのCO₂の出入りなども含めたような計画になるということでしょうか。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 調査の段階では、これまで先行している自治体の状況を見ますと、やはり持っている森林の二酸化炭素の吸収量とか、そういったところも調査の対象というふうにしておりましたので、我々は5万ヘクタールほどあるかとは思いますが。そういった点からすると、うちの吸収量はかなり大きいものと見ているので、ほかの自治体の区域計画とかと、またどういう違いが出てくるのかというふうなのが逆に期待される部分もあるのかなというふうに見込んでおります。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 先ほど刈田委員のほうから質問をしていたにしが斎苑の管理運営費についてなのですが、計画的に修繕を行っているという話でしたが、今回、二、三百万ほどの額になっていて、交換する物とかによっては額の多少の変動はあると思うのですが、額についても大体このぐらいの額で毎年計上していこうというふうな考え方なのでしょうか。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 失礼しました。この先の修繕計画ということで、これは予定という形にはなるの

ですけれども、令和15年あたりまでの計画修繕という形で、あくまでも炉に関しての部分です。建物に関しては、またちょっと別な、随時修繕が発生したときに対応していくものとしていまして、火葬炉の修繕については計画修繕という形でやっているのですけれども、7年度に関しては300万ぐらいというふうに考えておりましたし、近いところで8、9、10というところでは約130万とか200万程度の修繕を見込んで今後は修繕していくというふうに考えております。また、5年後ぐらいになると、ちょっと炉自体のバーナーとか、大きな修繕が入ってきますので、その辺りになるとまた若干金額が上がっていくかなというふうな予定でございました。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 計画に関しては、あくまでも計画の段階だと思うのですけれども、この予算に限ったことではないのですが、こういうことで考えているよという部分もできる限り公開していったほうがいいのではないかなと思います。特に自前の施設で、ほかのケースからも、大体こういうスパンでお金がかかってというのが分かっているのであれば、今おっしゃっていただいたみたい、15年度までにこういう費用がかかりますよみたいなことを現時点では公開する予定はないですか。

委員長 町民課長。

町民課長 これまで外部からそれについて公開を求められたことがないので、うちのほうで管理していく上で把握しておけばいいのかなという形で考えてはありました。ただ、財政サイドというか、財政のほうにはこういう形でやっていきたいと思っているので、いついつこのぐらいかかるよというスケジュールとしては出してはいますけれども、外部に対してと、今までちょっと考えたことなかったもので、必要に応じて出せるものであれば公開してもいいのかなというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。16ページ。

刈田敏君。

11番 16ページの土地借上料に関して、ちょっとお伺いしますけれども、この場所と規模です。

それと、関連して上のコンテナ借上料ということで、これに関連するのかなと思うのですけれども、コンテナをどういう使用をしているのか、その辺お伺いします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 先に土地の借り上げについてお話ししたいと思います。

土地の借上料についてなのですけれども、もともと川尻、廻戸にありますごみ処理場、元の焼却場だったのですけれども、そちらの敷地の土地借用料という形になっておりまして、面積で言いますと2,463平米という形で土地のほうを借り上げております。

それから、コンテナについてなのですけれども、コンテナについては、町で瓶類の回収をするのですけれども、その瓶を一旦沢内清掃センターにストックしているのです。そこにストックしているためのコンテナになります。

以上です。

委員長 刈田敏さん。

11番 瓶だとすれば、かなりの量になるのかなと思うのですけれども、あと昨年よりも若干増えているのはコンテナを替えたのか、それとも料金が上がったのか、その点お伺いします。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 やはり価格転嫁といいますか、そういうところで料金のほうが上がったというところになっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

次の観光商工課の審査に移るため、10時40分まで休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時40分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

次に、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計もありますので、併せて審査します。観光商工課長より予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 おはようございます。それでは、令和7年度観光商工課所管の予算編成について、概要等を説明させていただきます。

一般会計歳入歳出予算は、令和7年度一般会計予算歳入歳出明細書にてご説明申し上げます。また、事業ごとの詳細は、西和賀町予算説明書にてご確認をいただきます。

では、初めに一般会計についてです。まずは、歳出について説明いたしますが、関連する歳入はその時々で併せてご説明いたします。歳入歳出明細書4ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金です。勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、予算説明書66ページ上段にその詳細がございます。中小企業退職共済事業の18節、退職共済助成金は、予算説明書66ページ下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者ふるさ

と就職支援補助金は予算説明書67ページ上段に詳細を記載しております。なお、歳入についてですが、歳入歳出明細書2ページをお開きいただき、下段のほうにございます22款諸収入、3項2目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入は、貸付金600万円に対し年度末に精算し、同額の返金を受けるものとなります。

それでは、歳出に戻ります。続きまして、歳入歳出明細書4ページ下段の6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、令和2年度から当課において施設管理を行っております焼地台公園の維持管理となります。

5ページ、12節委託料の焼地台公園の指定管理料やスポーツスライド点検業務委託料の予算となります。予算説明書では、67ページ下段に詳細を記載しております。なお、歳入についてですが、歳入歳出明細書2ページ上段にございます15款1項4目農林水産業費使用料の焼地台公園内施設使用料を見込んでおります。

5ページにお戻りください。7款商工費となります。1項1目商工総務費、商工総務事務費です。次ページお開きいただきまして、上段、18節負担金、補助及び交付金、公益財団法人いわて産業センター負担金など4団体への負担金でございます。

続きまして、2目商工振興費ですが、ふるさと館管理運営費は、ほっとゆだ駅前、商工会館、湯夢プラザのWi-Fiに係る通信費と町所有分の管理委託料となります。ふるさと館管理運営費は、予算説明書では68ページ上段に、中小企業融資事業は下段のほうに、歳入歳出明細書6ページ、7ページの商工振興費臨時事業は予算説明書69ページの上段に詳細を記載しております。昨年度と同様に、引き続き新たなビジネスにチャレンジする方への支援として新ビジネスチャレンジ事業、外国人実習生などを受け入れる企業への支援として外国人材受入企業等支援事業や、創業を目指す方への下支えとなる創業等支援事業を進めてまいります。

それでは、歳入歳出明細書 7 ページにお戻りいただき、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業は予算説明書 69 ページ下段に詳細がごございます。また、新型コロナウイルス緊急資金利子補給などにより負担することとした利子分について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から継続補給を行います。詳細につきましては、予算説明書 70 ページ上段にごございますので、ご確認願います。なお、関連しております歳入は、歳入歳出明細書 2 ページ、15 款 1 項 5 目商工費使用料のふるさと館施設使用料と、同じページの下段にあります 20 款 1 項 1 目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から歳出と同額を繰り入れることとしております。また、22 款 3 項 4 目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元利収入であります、これは貸付けしていた 1,000 万円の戻入収入となります。

続きまして、歳入歳出明細書 7 ページ下段、3 目観光費、観光事務費、1 節報酬は、観光商工推進協議会委員報酬、10 節需用費の印刷製本費は既存パンフレットやリーフレットの増刷を行うものです。11 節役務費の広告料は、新聞、雑誌等へ各種イベント等を掲載する予算となります。

8 ページ、観光施設管理運営費、12 節委託料は、各観光施設の指定管理料や委託料となります。

9 ページ、13 節使用料及び賃借料のプリセットカウンター借上料は、第二次観光振興計画による適正な観光統計値を把握するため、実際の入り込み客数との差異を計測したいことから、令和 6 年度に引き続き予算措置をするものでございます。詳細については、予算説明書 70 ページ下段に記載しております。ここで、関連しております歳入につきましては、歳入歳出明細書 2 ページ上段にあります 15 款 1 項 5 目商工費使用料では、各施設の指定管理者等が行う実施事業などに係る施設使用料収入や入浴料を計上し

ております。

続きまして、歳入歳出明細書 9 ページ、観光費臨時事業は、イベント関連それぞれの開催実行委員会や団体への補助金となっております。詳細は、予算説明書 71 ページ上段を御覧ください。

歳入歳出明細書、同じく 9 ページ、観光協会助成事業の詳細は予算説明書 71 ページ下段にごございます。

続いて、歳入歳出明細書、同じく 9 ページですが、自然環境保全事業、予算説明書 72 ページ上段に詳細を記載しております。

同じく観光資源環境整備事業は、予算説明書 72 ページ下段にあります、町内の登山道や散策道、園地など、屋外観光施設の維持管理となっており、川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダム管理、廻戸釣公園などの整備、管理を実施いたします。なお、本事業には、歳入として歳入歳出明細書の 2 ページ、16 款 3 項 3 目商工費委託金、湯田ダム（川尻地区）除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するものとなっております。

歳入歳出明細書 11 ページですが、観光振興計画推進事業の 12 節委託料、観光コンサルティング業務委託料は、令和 4 年度から進めております同計画の進捗を図るため、情報収集分析や令和 7 年度から 8 年度の具体的な取組を示す第二次アクションプラン策定などを委託しようとするものです。

予算説明書は、73 ページ上段となります。歳入歳出明細書、同じく 11 ページ下段から 12 ページは、地域おこし協力隊招聘事業についての予算となっており、詳細は予算説明書 73 ページ下段にも記載しております。

歳入歳出明細書 12 ページの川をいかしたまちづくり事業については、無地内地区整備設計業務委託を計画しております。詳細は、予算説明書 74 ページ上段を御覧ください。

歳入歳出明細書12ページの下段、自然公園保護管理委託事業の詳細につきましては、予算説明書74ページ下段にございます。また、関連する歳入につきましては、歳入歳出明細書2ページ中段にあります17款3項3目の県支出金、自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理委託金で、県からの委託を受けて実施しております。

歳入歳出明細書12ページにお戻りいただきまして、温泉事業、27節繰出金、温泉事業特別会計繰出金が記載しておりますが、詳細につきましては温泉特別会計にて改めて説明させていただきます。なお、温泉事業の予算説明書75ページをご確認いただきますと、詳細を記載しております。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の歳出概要説明となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出についてページごとに質疑を進めます。4ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。5ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、質疑ありませんか。

真嶋実さん。

2番 商工振興費臨時事業の中の新ビジネスチャンス事業補助金、そしてページ、正確には6ページから次の7ページにかかってしまいますけれども、創業等支援事業費補助金も同じ趣旨で質問をさせていただきたいと思いますので、お願いします。

この2つの事業については、これまでの継続ということで説明書のほうにも載っております

けれども、両事業とも新しいビジネスや創業するということ、かなり実際、事業主体にとってはハードルが高いことに、こちら町のほうで助成をしていくことになるかと思えますけれども、この事業のこれまでの執行状況や、執行の効果についてどのような分析を行っているか。その中で、特に私気になるのが農業なんかで言うと、専業、兼業という言い方になりますけれども、ほかの事業においても本当に主業でやり続けられるのか。特に産業面と同時に、移住、定住というような側面も、こういうものには出てくるかと思うのですが、そのときに兼業をしながら、何か新たな仕事を起こしていくというようなパターンも出てくると思えますけれども、そういうことを含めて、新しい仕事をつくっていくことに対する助成事業をどのように分析して、またどのようにフォローしながら、これまで進めてきたのか。その上で、今後の事業をどう展開しようとしているかについてお伺いします。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、まず予算説明書6ページの新ビジネスチャレンジ事業費補助金について、どのように執行状況の分析ですとか、フォローの状況について説明いたします。

執行状況につきましては、直近3年間の状況につきまして、予算に対して50%から95%の執行状況となっております。新ビジネスチャレンジ事業の採択に当たりましては、認定審査委員会を開催し認定の有無を協議していただいております。認定すべき事業所等を町長に報告し決定となるというルートになっております。認定審査会を経て執行しているため、執行状況は問題ないかと思っております。

新ビジネスチャレンジのフォローにつきましては、採択された翌年度から3年間の成果報告書を提出していただくということになっておりますし、事業所訪問や状況確認、こちらは電話等の口頭になってしまうのですが、そ

らも行っております。

今後についても、町内の中小企業者が新たな産業技術ですとか新商品開発、ビジネスモデルによる新規創業の創出活動に対し補助を行っていく予定でございます。

もう一件、予算説明書の7ページの創業支援事業費補助金につきましては、直近の執行状況につきましてはほぼ100%ということになっております。こちらは、創業の時期がありますので、審査会等は行わず、町内の商工団体の事業計画書に基づき計画を立てていくということになります。金融機関においても、そのようなことを行っていただいております。事業計画書がございますので、執行の状況は問題ないかと思われま。こちらから翌年度から3年間の成果報告書を提出していただいております。なかなか創業ということでハードルが高いのですけれども、事業計画を基に、商工団体や金融機関と連携をしながら、よりよく事業を展開していけるようにフォローしております。こちらから事業所訪問ですとか状況確認を行っている状況でございます。

今後、連携しながら、フォローしながら、状況を確認し、この事業も続けていく予定でございます。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 今回の説明で事業内容は十分ご説明というか、ご理解いただけたというふうに思いますが、創業支援につきましても、移住、定住施策というような部分で、若年層がまず町の中で事業を起こすというようなところからの意味合いも強いものですし、あと新ビジネスチャレンジにつきましても、既存の事業者が新たな分野に挑戦するというようなところで、ニーズに沿いながら、補助金の要綱等も見直しを図りながら、調査を行った後に、実際開発に携われるような形を取ったりとか、あとは車両というような部分で本来あんまり車両についての補助金

というのはないのですが、まずそういう専用性のある車両、例えばキッチンカーの導入とか、そういう部分の申請についても対応できるような形で変えながら、まず町の事業の発展をという形で進めているものです。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ。

(なしの声)

委員長 進めます。9ページ。

刈田敏さん。

11番 錦秋湖マラソン事業費補助金がプラスになっていますし、北日本雪合戦に関しては経費等かなと思うのですけれども、この2つがまず令和6年度より上がっていますけれども、この辺、説明をお願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、錦秋湖マラソンにつきまして補助金の総額ということですが、こちら例えば様々な物資の上昇とか、あとは郵便料が上がったというような部分もございますが、公認コースの更新というのがございまして、こちらがまず7年度までということになっております。ただ、8年度になりまして、マラソン自体が5月からというようなこともあるので、7年度中に公認コースの更新というものが必要になるというふうに捉えての予算措置でございます。なお、ただ公認コース自体というものが実際に本当にマラソンを選ぶに当たって、選手の皆さんがそういうことを重視するかというような部分の判断もしたいということで、今回アンケートを実際に走る方から取りながら、改めてちょっとそこは考えていきたいというふうには思っているところで。

あと、雪合戦につきましては、主に委託料、

I B C の委託というような形で運営を行っておりますが、主な増となった費目といたしましては印刷費ですとか、看板設置等の費用、レンタル品のテントとか重機等の借上料の増というような部分が増要因となっております。

以上です。

委員長 刈田敏さん。

1 1 番 コースについてアンケートを取ってということですが、町としてはやっぱり公認コース比べた場合に、これまでの過去を振り返って、どのような考えかということがあれば、その辺をお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

マラソンの30キロコースにおいての公認コースというのは、近隣ではなかなかないということでの差別化は図られるというふうに捉えておりまして、まずどちらかというと、そういう記録を重視する選手がより多く参加するようなメリットがあるというふうに捉えております。基本的には、今回予算計上させていただいておりますので、公認を取りたいという形で進めさせていただきたいとは思っております。

以上です。

委員長 真嶋実さん。

2 番 観光協会助成事業ですが、前年に比べて424万7,000円増額ということになっておりますけれども、増額の詳細を教えてくださいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光協会の増額の理由ということでございますが、観光協会の人員体制強化というような部分も視野に、これまでは観光協会の事務局長というのは会計年度任用職員として、町のほうの職員の位置づけで派遣をするような流れでしたが、令和7年度からにつきましては観光協会が採用する職員というような形で、より観光協会の働き方に沿った、そういうふうな体制を築き

たいということで、その分が補助金の中に移ったという部分が大きいというふうに思います。

あとは、観光協会の各種事業につきましても、幅広く情報発信から誘客につながるような部分で予算措置をさせていただいておりますが、大きくはその分の額の総額となります。

以上です。

委員長 真嶋実さん。

2 番 そうすると、今期でたしか特命主幹さんが退任されるかとお聞きしていましたが、その後について、町からのという形での人事の形ではなく、もう観光協会が自ら手配をしていくという形に変わるのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、観光協会が採用する職員という形になります。

以上です。

委員長 唐仁原俊博さん。

6 番 観光費臨時事業の中のジャパンキャンピングカーラリー協賛金ですが、今回新たに計上されているかと思えます。事業の内容を教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、新規の取組というように形になるのですが、くるま旅クラブというキャンピングカーの会員制のクラブがございまして、登録数が2万人ほどいるというようなものでございます。内容的には、会員参加型イベントということで、1か月間のラリー開催を行って、全国のチェックポイントを巡ってデジタルスタンプラリーというものを開催するというものです。最終日にゴールイベントを実施するというのが流れですが、その会場が西和賀町ということでご提案をいただいたという部分になります。実際にかかる協賛的な費用という部分については、主に閉会式会場の手配ですとか飲食店の提供の部分にかかるのか、歓迎の

そういうふうな部分にかかる費用というところとところで予算措置をさせていただきたいというふうに思っているものでございます。大体キャンプカーが200から300台ほど町のほうに来て、閉会式というか閉会行事を迎えるというふうなことで、新たなそういう誘客というか、新規の誘客増という部分にはつながるものと捉えています。

以上です。

委員長 唐仁原俊博さん。

6 番 同じイベント、去年に関しては、ゴールのイベントが11月の中旬にあったようですが、今回町で受け入れることに関してはイベントの日程ももう決まっているのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 日程につきましては、11月1日を予定しているというものです。

以上です。

委員長 唐仁原俊博さん。

6 番 イベントとしては、非常にいいイベントになりそうだなと思っているのですが、観光のハイシーズンが入っているところがあるので、キャンプカーの方以外も来る時期であることを考えると、ちゃんと対応が取れなければ、結末来てもらったけれども、ほかでお金を落としてももらえないみたいなこともあるかなと思います。今のところ、対応などは考えられていらっしゃるのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 このイベントの実施主体自体は、旅クラブというか、そちらのほうになるので、ほぼそういうふうな運営は、旅クラブのほうで行うということですので、こちらについては受入れの会場を手配するような形のものになります。

以上です。

委員長 柳沢安雄さん。

10 番 それでは、私のほうから1点だけ伺わせていただきたいと思いますけれども、錦秋

湖大滝サマーLIGHTフェスティバル事業でございますけれども、毎年恐らくこの予算内で業務委託などをやられていると思いますけれども、このフェスティバルに対しまして、イベントなどを起こそうというような考えなどはございますでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 答えたいします。

大滝のサマーLIGHT……錦秋湖大滝のライトアップに合わせてのイベントということですよ。失礼しました。錦秋湖大滝のライトアップにつきましては、7月から10月というふうな形で、まず期間を設けて実施しておりますが、その中でも期間中にサマーLIGHTフェスティバルというふうな形で、主に湯田ダムのほうが主体となって実施しているというところがございます。町としても、その中でシャトルバスの運行ですとか、そういう部分の協力はすることで例年話をしております。今年度につきましては、前日の大雨というふうなことで中止になりましたが、またそういうような企画がされる中でまず町としても協力をしていくようなスタイルを取っていききたいとは考えております。

以上です。

委員長 柳沢安雄さん。

10 番 私伺ったのは、二、三年前だったかな、私もこの事業に関わらせていただきまして、フェスティバル始まる前に花火を上げた記憶がございすけれども、一夜にして1,500人から2,000人ぐらいの方が訪れていただいたところでございすので、ぜひこのようなちょっとしたことでいろいろお客さん呼ぶことができるわけがございすので、できるだけ積極的にイベントなどを開催していただきたいものだなと思っておるところでございす。

委員長 柳沢安雄さんへ申し上げます。質問で終わるように、改めて質問し直してください。

10 番 質問で終わるようということで、委員長のほうからお話ございすけれども、それ

ではちょっと言葉を変えまして、そのようにやっていただきたいのが要望でございますけれども、どのように考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、いろいろなこれまでの経緯というものもございまして、そういうふうな大いにそういうイベントを盛り上げていただくというような部分があったと思います。町のほうといたしましても、実際様々な事業がございまして、なかなか新たに主体となって実施するというのは難しいなというふうには思っているところでございます。まず、錦秋湖大滝のライトアップという部分の充実、あとはサマーLIGHTフェスティバルという部分が湯田ダムを中心に実施されるという部分にまず積極的な形で関わっていくことを考えている部分でございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進みます。10ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。11ページ。

中村ひとみさん。

4 番 私から委託料について2点ほど質問させていただきます。

まず、観光コンサルティング業務委託料です。ここ第二次観光振興計画では、若年層、女性へのPRがうまくいっていない、また温泉客の誘致がうまくいっていないという課題が示されておりました。改善のために、どのような取組をされているのかというところです。

あと、もう一つは、観光データ分析サイト利用料、こちらのRESASと呼びますがけれども、経済産業省が提供しているデータ分析システムです。これ非常に効率的といいますか、とても良いシステムなのですが、これは職員で活用されているのかどうか、それをお伺いいた

します。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

最初の質問につきまして、若年層、女性のPRがうまくいっていないというような部分、あと温泉客の誘客というような部分の話になるかと思います。まず、町のほうでは、誘客ですとか情報発信に向けて観光協会と協力しながら、いろいろな事業に取り組んでいるというところでもございまして、今最も情報発信に力を入れているというところがございます。観光協会のほうでは、SNSではフェイスブックとInstagramの2つのアカウントを持って情報提供を行っておりまして、発信の内容を分析しながら、どういうものに対して注目度が高い、若年層についてとか女性について関心度が高いかというところの分析を行っているというものです。そういう部分に沿いながら、情報提供を実際に行っております。

具体的には、旅館の動画を実際に今流してみたりですとか、あとは北上線と錦秋湖の風景を流してみたりですとか、そういう例えば決まったイベントの情報を流すとか結果を流すというような部分にも加えて、そういう日常的な町の風景ですとか催しというか、地域の暮らしぶりとか、そういう部分の発信にも力を入れているというところがございます。また、まだ取りかかっている最中ではございますが、若年層、若い人たちが手に取りたくなるようなパンフレットというような作成を心がけて、今実際に取組を進めております。そういう若年層を意識しながら、まず事業には取り組んでいるところでございます。

それと、RESASの関係ですが、RESASにつきましては、情報分析というようなところで、まずそれぞれの課において必要なデータの取得はしているものというふうに捉えております。ただ、こちらで、町のほうで今、観光商工課のほうで行うこととしておりますコンサル

ティング業務につきましては、その中の一つの項目としてRESASのデータを活用して、今のそういう行っている事業に対してより効果的にどのような見直しができるかとか、そういう専門家的な立場からの提案をいただくような部分を考えての、含まれている内容ということになります。

以上です。

委員長 中村ひとみさん。

4番 ありがとうございます。観光コンサルティング業務委託料のいろいろなSNSでの発信を情報発信されていますけれども、これだけの人にリーチしているのですとか、あとはマーケティング用語でSEOと言いまして、サーチエンジンの検索の最適化というのがあるのですけれども、こういったものを昔はマーケティング費用、巨額の金額を払ってそういったものを委託していたりしていたのですけれども、今はこういったSNSが普及して、それぞれ自分たちでSNSを発信するというのをまた検索ロボットに見つけてもらうという戦略の一つにもなりますけれども、そういったところなんかも含めて検討というか、そういった取組もされているのかどうかというのを伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、SNSにつきましては、分析からいたしますと、先ほど申し上げましたとおりフェイスブックとインスタグラム、2つのアカウントということで、大体フェイスブックでは1,367人ぐらいがフォロワーになっている。インスタグラムでは1,600人、新たなそういう取組で日常的な風景とか、そういう部分を重点的に進めていく分については、今はまだ650人のフォロワーであるということですが、実際にリーチ数とか見ていただく件数とかを見ていくと、やっぱり2,000人とか3,000人とか、そういうふうな部分で分析はされているというもので

す。

あと、年代別、男女別にどれぐらいの層がそれぞれの情報を見ているかというところは、月単位で情報を取得して、それを基に観光協会のほうと、まずどういう形で、では新たに情報発信を進めていくとか、事業に生かしていくとかという部分を定期的に話し合いを持ちながら進めている状況で、そういう部分に生かしているというものでございます。

今回新たに情報分析というところで入れようとした部分で予算措置をお願いしているのは、5つのポイント限定になるのですけれども、例えばあるイベントを実施した、ではそこにどれだけの人が集まったかというのをピンポイントで取得できるというような部分も実際なかなか今まで取れていない部分はあって、例えば雪あかりでどれくらい集まったかというの、なかなかこれは具体的な数字は見られなかったのですが、そういう部分をしっかりと把握して今後の事業に生かしていきたいという部分での予算計上ということになります。

以上です。

委員長 中村ひとみさん。

4番 ありがとうございます。ちょっと戻って、RESASの話ですけれども、これRESASの担当職員も使われているということですので、ユーチューブなんか見ますと、いろんな使い方なんか動画で見られますので、いろいろと研究して使っていただきたいと思います。それで、コンサルティングをお願いする代わりに担当課でそれをされて、そして残った財源を新たなPR活動に使われるのはどうかなと私考えているのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 今委員おっしゃられたとおり、それぞれの部署でそれぞれの情報取得は行っているところでございます。分析についても、専門的な意見は聞きますが、当然先ほど申し上げましたとおり、各課も一緒になりながら、

そこからお互いに提案をしながら、意見交換をしながら、いい方向に導くというところで、その中の一つのまず情報分析という部分で、コンサルティングの情報分析という部分で、まずは加えているということでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。12ページ。

唐仁原俊博さん。

6 番 内容としては、地域おこし協力隊関連のものです。12ページの使用料及び賃借料のところで、インターネット通信機器借上料、それから撮影機材借上料、パソコン借上料、あと動画編集用ソフト使用料となっています。借り上げに関しては、どこからの借り上げになっているのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の活動費の中で、使用したいという要望があった備品というか物品ということで、まずカメラとか、そういうふうな機器ということになります。そういうものにつきましては、レンタル業者ということで、当然競争入札というか、競争見積りを取りながらにはなりますけれども、そういう部分からの借り上げを行っているということになります。

以上です。

委員長 唐仁原俊博さん。

6 番 分かりました。業者からということです。最近特に映像編集しようと思ったときに、パソコンがかなり高価になっているので、今回これに関しては協力隊の活動費の中で見れる部分というので考えたのかもしれないけれども、性能的にはまず十分な物が用意できているのか、ちょっと伺いたいです。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、必要な物品については、協力隊のほう

と確認をし合いながらというところで、求める部分になるべく近いというか、ほぼそちらに求めるところをレンタルするような形で進めております。

以上です。

委員長 中村ひとみさん。

4 番 私からは、川をいかしたまちづくり事業についての質問です。

今回、金額がぐっと減っているのですけれども、これは無地内の設計ということになっていきますけれども、もともとそういった計画でなされていたのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

川をいかしたまちづくり事業につきましては、当初7年度の計画としては無地内の設計というところでございます。大きく金額が減ったのは、6年度、上野々の工事という部分がかなり大きな部分を占めておりましたので、その部分がまずなくなったというところからのものでございます。ただ、1つ言えますのは、令和6年度に無地内の用地測量とか立木補償算定、環境調査なども予算措置をさせていただきましたが、所有者との連絡というのがなかなか取れなくて、これがまた登記のほうになってしまいましたので、この間、補正予算で繰越しを認めていただいたということで、その分が7年度のほうで繰越しで実施するということになります。また、所有者からの承諾もいただきましたということで、それで進めることにしたので、今後になりますが、用地補償分というようなところでのまた予算措置をお願いするということで、その際には更新いただくということになるかと思います。

以上です。

委員長 中村ひとみさん。

4 番 そうすると、そういったことも策定業務ということで、実際の工事というのは、本年度は入らないということよろしいでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

7年度につきましては、工事は見込んでおりません。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れた等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第21号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計予算についての審査に進みます。観光商工課長より予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和7年度の観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等を温泉事業特別会計予算にてご説明申し上げます。

まずは、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。1款温泉事業費、1項温泉施設管理費、1目温泉施設管理費ですが、10節の需用費の消耗品は、砂ゆっこの砂風呂で使用される硅砂や源泉スケール防止剤などの購入経費となります。光熱水費は、各源泉施設の電気料となります。修繕料は、温泉施設緊急対応の修繕費用を見込んでおります。11節の役務費は、温泉会館ほっとゆだに設置している公衆無線LANサービスの通信運搬費及び建物共済保険料となります。12節の委託料は、各公共温泉施設の指定管理料、委託料や設備保守管理委託料です。13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほっとゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占

用料となります。

続いて、歳入につきましては、6ページを御覧ください。1款1項14目温泉使用料は、西和賀町温泉条例による温泉使用料や各公共温泉施設の入浴料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を基金に繰り入れるものとなります。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

5款2項1目雑入のほっとゆだ共有施設J R負担金は、J Rとの合築施設であるほっとゆだの町が一括管理している部分についてのJ R負担分となります。その他、自動販売機等電気料使用料収入でございます。

以上が観光商工課、温泉事業特別会計の歳入歳出の概要説明となりますので、よろしく願いいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第21号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日予定していた日程を終了します。

明日3月12日は、午前9時30分から建設水道課から審査を始めます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 散 会